

記者発表資料
令和4年4月1日
保健福祉部社会福祉課
担当：四戸
電話：022-211-2515

生活保護受給者情報の流出について

仙南保健福祉事務所の職員が、担当する生活保護に係る保護決定（変更）通知書を送付した際、他の受給者の保護決定（変更）通知書を一緒に送付した事例が昨日判明しました。

当該受給者を始め、関係者の皆様に多大な御心配と御迷惑をおかけしましたことにつきまして、心からお詫び申し上げます。

記

1 内容

生活保護受給者に対しては、保護基準の改定や収入認定の変更があった場合に保護決定（変更）通知書を送付している。

3月28日に、仙南保健福祉事務所の職員が、4月1日の保護基準の改定及び収入認定等の変更に伴う保護決定（変更）通知書を郵送した際、誤って、1名の通知書を他の受給者の通知書に封入し送付したため、個人情報が出たもの。

2 保護決定（変更）通知書に記載されている個人情報等

住所、氏名、保護開始日、開始（変更）理由、扶助費額

3 事故発覚の経緯

3月31日に郵送により書類を受け取った受給者（以下「A氏」という。）が、他の受給者（以下「B氏」という。）の通知も一緒に同封されていたため、仙南保健福祉事務所に連絡したことにより発覚した。

4 原因

通知書は、通常一人1枚の発行であるが、本件（A氏及びB氏とも）は、保護基準の改定に加え、保護決定変更内容により、複数枚の通知書を封入しなければならない状況にあり、確認が不十分となったため。

5 判明後の対応

31日に申出のあったA氏の自宅を訪問し、謝罪をした上で、B氏の通知書を引き取った。同日、B氏の家族宅を訪問し、経緯の説明と謝罪を行い、通知書を受け取っていただいた。

なお、念のため、この職員が担当したこの2名を除く56人には同様の事案が生じていないか電話連絡により確認している。

（4月1日14:00現在 40人問題なしを確認済み。他は引き続き確認中。）

6 再発防止策

文書の送付時には、複数の職員による確実なダブルチェックと件数の確認を行った上で、文書発送を行う。また、今後このようなことが再び起きないように改めて各保健福祉事務所と事案発生原因等を情報共有するとともに注意喚起を行い、再発防止に努める。